

松戸市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）
パブリックコメント（意見募集）手続きの実施結果を公表します。

「松戸市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）」の作成にあたり、市民の皆様からご意見を募集したところ1名の方からご意見を頂きました。ご意見の提出ありがとうございました。

お寄せいただいたご意見を整理し、市としての考え方をまとめたのでお知らせいたします。

パブリックコメント手続き実施結果の概要

- 1 意見募集期間 平成 26 年 9 月 22 日（月）～平成 26 年 10 月 21 日（火）
- 2 意見提出者数 1 名
- 3 意見件数 9 件
- 4 意見内容 下記の通り

No.	項目・頁	意見（全文）	市の考え方	修正の有無
1	行動計画全般について	本計画全体にわたって、「国や県が定めたことに従って」といった脈絡を感じる。伝染病から市民の生命を守るのは、市民と接している松戸市行政であるといった気概をもって欲しい。また、その上での計画(=リスク対策)であって欲しい。そのひとつが「新型インフルエンザ等特別措置法」での「私権の制限」である。国は一部団体の私権制限反対に多少の考慮をしたせいか、例えば集会の制限も抽象的で、ゆるい表現となっている。これでは、イザという時に心もとない。先般の代々木公園でのデング熱騒動でも、他地域への感染を防げなかったのは、私権制限に遠慮した都の初動対策の拙さが一因ではないか。市行政においては、条例制定による私権制限も含めた、「具体的」かつ「実行性」のある蔓延防止対策にしたい。	本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法により作成したものでありますので、国・県と連携したものになり、市単独では新型インフルエンザ等に対する知識・技術・ノウハウも持ち合わせておりません。 また、法の基本的人権の尊重を踏まえ、国民（市民）の自由と権利に制限が加えられるときであっても、最小限にとどめるものになっております。	なし
2	リスク管理全般に関して	1)3 ページによると、具体的リスク管理は、各部署で作成する「業務継続計画」にて、リスクを定義し、リスク対策(行動計画)を計画するとのことであろう。とすれば、本計画では全部署の業務継続計画を、いつまでに作成するかを明示すべきと考える。また、業務継続計画は、情勢の変化も考慮し、	1) 2) について 貴重なご意見として承ります。 市は、未発生期の段階からより実効性のある体制を整備する必要があると認識していますので、本計画に基づき、速やかに対応マニュアル及び業務継続計画を策定してまいります。	なし

		<p>不断の見直しが必要であり、また訓練によって計画のブラッシュアップと関係者の教育を行うことが必要である。よって運用に関しても明示すべきと考える。この二つが追加されて、初めて松戸市の（全庁的な）「計画」といえる。</p> <p>2)40 ページおよび46 ページで「緊急事態宣言が行われた場合の措置」として、『・・・対策本部を設置し対策の基本方針を決定』とあるが、これは1)の業務継続計画の範疇ですか。業務継続とは意味合いが違うし、全庁での行動であれば、1)の範疇ではないと考えます。とすれば、これは（全庁的に、リスクを想定し、対策を考える）、どの部署が、いつ作成するのでしょうか？実際に緊急事態宣言が行われたときに「一から考える」では、リスク管理をしているとはいえないし、大混乱をきたすでしょう。（福島第1原発事故ほか）</p>	<p>ご指摘の通り、対応マニュアルや業務継続計画は社会・経済状況等の変化によりまして、適宜見直しをする必要がありますが、緊急事態宣言時の対応を含め、発生する事案ごとに適時適切な対応が求められることから、柔軟な対応も必要であるかと考えております。</p>	
3	11 ページ 第2章 5節 対策推進のための役割分担	<p>指定地方公共機関が作成する「業務計画」と登録事業者が作成する「事業継続計画」とは違うものなのか？同じものであれば、目的を明確化する意味でも「事業継続計画」とすべきと考える。理由は、特に国内感染期において、いかに個人が食料品や生活必需品を備蓄し対応をしても、電気・ガス・水道などのインフラがストップすれば意味がないからである。</p>	<p>指定地方公共機関が作成する「業務計画」と登録事業者が作成する「事業継続計画」は同一のものではございません。</p> <p>「業務計画」は、指定（公共）機関が、実施する新型インフルエンザ等対策の内容やその実施体制等について記載し内閣総理大臣または都道府県知事に報告することが義務付けられているものになります。</p> <p>一方、「事業継続計画」は、特定接種の登録時の要件として事業者が作成が求められているもので、発生時の事業継続性を担保することが目的となっております。</p>	なし
4	11 ページ 12 ページ 第2章 5節 対策推進のための役割分担	<p>指定地方公共機関、登録事業者が作成する業務計画（あるいは事業継続計画）は「実効性」のあるものでなければならない。それには、一事業者単独でできるものではない。よって行政の協力や関与が必要と考える。</p>	<p>指定（公共）機関が作成する「業務計画」に対する必要な助言は、内閣総理大臣または都道府県知事が行うこととされています（法第9条第3項）。</p> <p>また、登録事業者が作成する「業務継</p>	なし

		「業務計画を策定し」を「松戸市も含めた行政と協力して策定し」に変更されることを提案する。(これにより、行政も関係団体の状況が把握できるといったメリットもある)	続計画については、各事業者が発生時に重要業務の継続を実現するために、継続する業務を絞り込み、従業員の感染リスクを低減するための対策をどのように講ずるかなどを示すもので、事業者自らの経営判断として行われます。 なお、市は、新型インフルエンザ等発生時の対応に、市民生活が安定・継続的に営めるようにするために連携・協力する機関であると認識しております。	
5	36 ページ 第 3 章-2 (2) サーベイランス・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・海外発生期における新型インフル患者の早期発見のための監視が、なぜ「市内の患者数等の動向」になるのか理解できない。 ・患者数の動向ではなく患者が一人でも発生すれば、ステージアップするのではないか。(国内感染期の監視なら理解できるが) ・この段階でのサーベイランス(監視)であれば、新型インフルとの類似症状の患者の動向調査や、汚染国への渡航者の動向監視などになるのではないか。 	海外発生期においては、新型インフルエンザ等の患者を早期に発見するために、県は、新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む)の全数把握を追加し開始するとしています。本市としましては、この県が実施する全数把握により、市内の患者発生動向を監視いたしますので、36 ページの「市内での患者数等の動向」を「県が開始する新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む)の全数把握より、市内の患者発生動向」に修正いたします。	修正
6	36 ページ 第 3 章-3 (2) サーベイランス・情報収集	<p>国内発生早期(松戸市内では発生していない)における監視が、なぜ「学校等の集団発生の把握」だけになるのか理解できない。</p> <p>1) 集団発生していなくても、市内で一人でも発生していれば、同じステージ内の県内発生早期になる。</p> <p>2) 集団発生すれば、ステージアップする。</p> <p>といったストーリーにすべきではないか。・とすれば、海外発生期でも述べた「新型インフルとの類似症状の患者の動向調査」が当初の「監視」になるのではないか。</p>	1) 2) について 国内発生の早期探知について、国は、新型インフルエンザ患者の発生当初は患者数が少なく、季節性インフルエンザの患者との区別が難しいことから「学校等における集団発生の把握」を探知する方法の一つにあげています。また、県も新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む)の全数把握を開始すると共に、学校でのインフルエンザの集団発生の把握を強化しており、本市においても、学校等でのインフルエンザの集団発生の動向を監視していきます。	なし
7	39 ページ 第 3 章-3 国内発生早期 目的と	目的の(1)と(2)では、「市内への感染拡大、市内での感染拡大をできる限り抑える」といいながら、対策の考え方では「感染拡大	国内感染早期においては、患者数が少ない段階で感染拡大を抑制し、その後の患者増加のタイミングを遅らせ、流行の	なし

	対策	を止めることは困難」としているのは、脈絡があっていないのではないか。このフェーズの対策では、「感染を最小限に抑える」また「感染が拡大した場合に備える」が正しいのではないかな。	ピークの到来を遅延させる対策が重要であると考えております。また、市町村行動計画は、特別措置法において県行動計画に基づき作成することとなっていますので、県の行動計画との整合も図っております。	
8	39 ページ 第 3 章-3 国内発生早期 対策の 考え方	東京都での発生を県内発生と同等と捕らえることは良いことだと思う。できれば、松戸市と接している三郷市など、埼玉県東部も範疇にいれるべきだと考えるが。	<p>新型インフルエンザ等の感染拡大を阻止することは難しく、本市に隣接する県や各市の状況について情報収集することや連携を図ることは大変重要であると認識しています。</p> <p>本計画では、東京都に限定するものではないという意味で「東京都等」という表現を用いています。</p>	なし
9	47 ページ、 第 3 章-4 国内感染期 (2) サーベイ ランス・情報 収集 イ 54 ページ 第 3 章-5 小 康 期 (2) サーベイラ ンス・情報 収集 イ	「通常のサーベイランス」とは何かを定義しないと、その他のサーベイランスとの違いがわかりません。	<p>平時より、インフルエンザを含めた感染症サーベイランスが、全国的に統一的手法で持続的に収集・分析されています。</p> <p>通常のサーベイランスとしては、「患者発生サーベイランス」「ウイルスサーベイランス」「入院サーベイランス」「インフルエンザ様疾患発生報告（学校サーベイランス）」「感染症流行予測調査（血清抗体調査）」「鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスのサーベイランス」等が実施されております。</p> <p>「通常のサーベイランス」の定義については、【用語解説】に追加します。</p>	修正